

質問に対する回答

市有財産売却「建物等解体撤去条件付」一般競争入札にかかる質問について、以下のとおり回答します。

質問 No.	質問内容	回答
1	<p>仮契約書の第11条記載の所有権移転後の土地利用計画書の内容変更について、例えば敷地の一部のみを別の用途に変更するような場合は、「市有財産売却のご案内」14ページに記載の利用用途への変更であれば承認されるという理解でよろしいでしょうか。また、当初の土地利用計画書記載の用途は変えずに、規模が変更になる場合はいかがでしょうか。</p>	<p>入札参加申込書に添付した土地利用計画書の内容等を、仮契約書第6条に定める所有権を移転した日から起算して5年の間において、やむを得ない事由により用途を変更する場合については、仮契約書第11条に定めるとおり、変更を必要とする事由及び変更後の計画を記載した書面による申請をもって承認の可否を判断します。なお、規模の変更についても同様です。</p> <p>土地利用については、実施要項6ページ3入札参加申込条件の(2)に基づいた内容としてください。</p>
2	<p>仮契約書の第25条第2項に「(市議会の)議決が得られなかったときは、当然この仮契約は効力を失う」とありますが、その場合の手付金等の返還に関する記載がありません。手付金等は返還されるという理解でよろしいでしょうか。また、契約書第25条第2項末尾に「この場合、甲は乙より受領済みの金員金額を無利息で返還する。」旨の文言の追加をしていただけないでしょうか。</p>	<p>議会の議決が得られなかったときは、この仮契約は効力を失い、納入済みの契約保証金は返還します。なお、念のため、その旨を仮契約書に追加して定めましたので、ホームページ内の資料4「建物等解体撤去条件付市有財産売買仮契約書(案)」をご確認ください。</p>